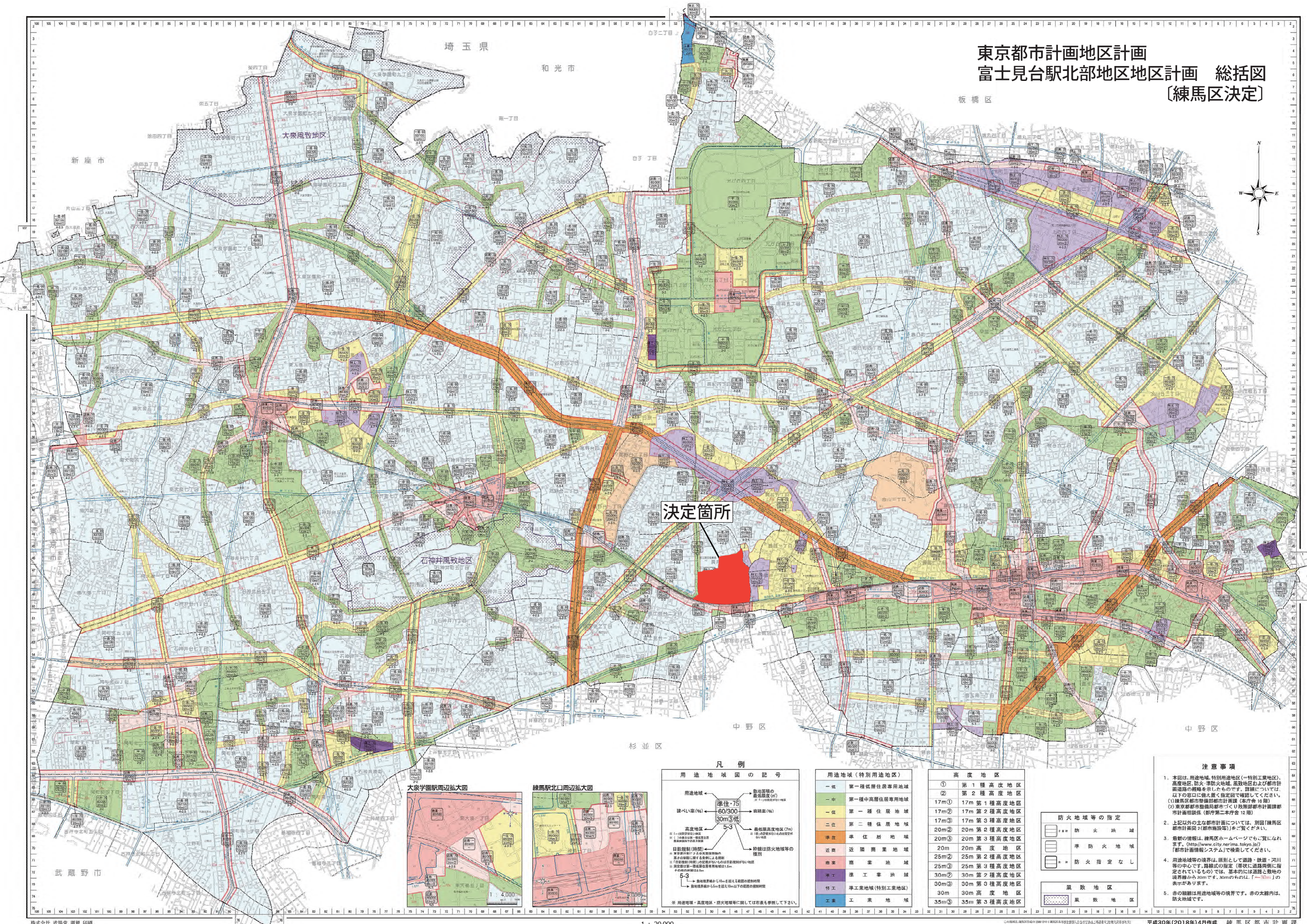


東京都市計画地区計画 富士見台駅北部地区地区計画 総括図 〔練馬区決定〕



決定箇所

凡例

用途地域等の記号

用途地域

準住・75
60/300
30m3階

高度地区
最低高度地区(7m)
特別準防火地域等の
種別

日影規制(時間)
※1 日影規制対象となる建築物
※2 日影規制対象となる建築物の敷地面積が100㎡以上の建築物
※3 日影規制対象となる建築物の敷地面積が100㎡以上の建築物
※4 日影規制対象となる建築物の敷地面積が100㎡以上の建築物

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に該当する場合は併記して示します。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
□	準防火地域
○	防火指定なし

風致地区

■	風致地区
---	------

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご来庁・ご来電・ご来訪でご確認ください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(http://www.city.nerima.tokyo.jp/)
(都市計画情報システム)でも検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路線式の指定(形状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と土地の境界線から20mです。30mのものは、「30m」の表示があります。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の大線内は、防火地域です。